

5 参考資料

経過措置について

基準省令は令和3年6月1日から施行されるが、ケージ等の大きさ、従業者の員数、繁殖の回数・年齢の3項目に関する基準については、経過措置が設けられている。

これは、新たな基準の適用に伴う犬猫の遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、繁殖を引退した犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進め、基準に適合するために必要な準備をする期間を考慮し、施行期日をずらす、段階的に頭数を制限するという経過措置を定めたものである。

具体的な経過措置の内容は、以下のとおりである。

飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

ケージの更新等に一定の準備期間が必要なため、既存事業者（令和3年6月の施行までに登録・届出をしている動物取扱業者）に限って、1年間の経過措置がある。

<経過措置の内容>

既存事業者は、令和4年6月1日から基準が適用される（新規事業者は、令和3年6月から適用され、経過措置はない）。経過措置が適用される基準は、分離型（運動スペース）及び一体型のケージ等の大きさに関する基準と、分離型ケージ等の場合の1日3時間以上の運動スペース内での運動の実施に関する基準であり、既存事業者は、令和4年6月までに準備が必要となる。

なお、ケージ等及び訓練場の構造等の基準（金網の床材としての使用を禁止。錆、割れ、破れ等の破損がないこと。）については、経過措置がないため、令和3年6月から対応が必要となる。

動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規職員の確保又は譲渡等による飼養保管頭数の削減を行う期間が必要なことから、職員1人当たりの飼養保管頭数の上限について段階的な経過措置を置くとともに、第二種動物取扱業者については、ブリーダー等の第一種動物取扱業者からの譲渡が増加する可能性があることに鑑み、本格適用時期を1年遅らせるものとなっている。

<経過措置の内容>

既存事業者は、適用開始（※）から段階的に5頭ずつ減らし、第一種動物取扱業者は令和6年6月、第二種動物取扱業者は令和7年6月から本格適用する（新規事業者は、令和3年6月から適用され、経過措置はない）。

※第一種動物取扱業者は令和4年6月、第二種動物取扱業者は令和5年6月に1人当たり犬30頭（うち繁殖犬25頭）、1人当たり猫40頭（うち繁殖猫35頭）の上限規制が適用開始。

図表25 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る飼養保管頭数の経過措置

第一種動物取扱業					図表26	別表	第二種動物取扱業				
施行日	犬（うち繁殖犬）	猫（うち繁殖猫）					施行日	犬（うち繁殖犬）	猫（うち繁殖猫）		
R3 (2021).6	—（経過期間）	—（経過期間）	—	—	—	—	—（経過期間）	—（経過期間）	—	—	
R4 (2022).6	30頭（25頭）	40頭（35頭）	①	附則別表第一	—	—	—（経過期間）	—（経過期間）	—	—	
R5 (2023).6	25頭（20頭）	35頭（30頭）	②	附則別表第二	①	附則別表第一	30頭（25頭）	40頭（35頭）	①	附則別表第一	
R6 (2024).6	20頭（15頭）	30頭（25頭）	③	本則別表	②	附則別表第二	25頭（20頭）	35頭（30頭）	②	附則別表第二	
R7 (2025).6	20頭（15頭）	30頭（25頭）	③	本則別表	③	本則別表	20頭（15頭）	30頭（25頭）	③	本則別表	

員数規定は段階的に施行されるが、施行時点において員数規定に違反している状態の場合、直ちに勧告・命令の対象になることにも十分留意し、施行時点で員数規定を遵守できるように動物取扱業者は計画的に準備を進めていく必要がある。

現状維持では施行日以降基準を遵守できない場合には、新たな職員の確保や、手元の犬・猫について譲渡等を行うことになる。自治体においても早期の対応を促すため、事業者が各施行日に向けてどのようなタイムスケジュールでアクションを行えば良いか、具体的事項と予定を記載した計画書を任意で作成させ、指導・助言を行うといった対応が考えられる。

図表26 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

図表26-① 1人当たり犬30頭、猫40頭

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
		うち繁殖の 用に供する 頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	40	35
1	1	39	34
		38	33
2	2	37	32
3	3	36	
4		35	31
5	4	34	30
6	5	33	29
7	6	32	28
		31	27
8	7	30	26
9	8	29	25
10		28	24
11	9	27	23
12	10	26	22
13	11	25	21
14	12	24	20
15	13	23	19
16		22	18
17	14	21	17
18	15	20	16
19	16	19	15
20	17	18	14
21	18	17	13
22		16	12
23	19	15	11
24	20	14	10
25	21	13	9
26	22	12	8
27	23	11	7
28		10	6
29	24	9	5
30	25	8	4
		7	3
		6	2
		5	1
		4	0

※附則別表第一をもとに作成

図表26-② 1人当たり犬25頭、猫35頭

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
		うち繁殖の 用に供する 頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	35	30
1	1	34	29
		33	28
2	2	32	27
3	3	31	
4		30	26
5	4	29	25
6	5	28	24
7	6	27	23
		26	22
8	7	25	21
9	8	24	20
10	9	23	19
11	10	22	18
12	11	21	17
13	12	20	16
14	13	19	15
15	14	18	14
16	15	17	13
17	16	16	12
18	17	15	11
19	18	14	10
20	19	13	9
21	20	12	8
22	21	11	7
23	22	10	6
24	23	9	5
25	24	8	4
		7	3
		6	2
		5	1
		4	0

※附則別表第二をもとに作成

図表26-③ 1人当たり犬20頭、猫30頭

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
		うち繁殖の 用に供する 頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	22
3	3	26	
4		25	21
5	4	24	20
6	5	23	19
7	6	22	18
		21	17
8	7	20	16
9	8	19	15
10	9	18	14
11	10	17	13
12	11	16	12
13	12	15	11
14	13	14	10
15	14	13	9
16	15	12	8
17	16	11	7
18	17	10	6
19	18	9	5
20	19	8	4
		7	3
		6	2
		5	1
		4	0

※本則別表をもとに作成

犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。

1人当たりの飼養又は保管をする犬又は猫の頭数に対して、猫又は犬の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。網掛けは基準省令本文に規定。

動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定

その他の動物の繁殖の方法に関する事項

令和4年6月1日からマイクロチップの装着と所有者登録に関する義務規定が施行され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数の確認に対する実効性を担保できること※を考慮して、1年間の経過措置が設けられている。

※令和3年6月から生涯出産回数の繁殖実施状況記録台帳への記入を義務化し、遵守状況を確認できる体制を整えた上で、令和4年6月から適用するもの。

<経過措置の内容>

繁殖に関する基準のうち、メスの交配年齢、出産回数に係る基準は、令和4年6月1日から適用される。

なお、それ以外の繁殖に関する基準（年1回の健康診断及び帝王切開の基準、繁殖実施状況記録台帳への年齢・出産回数等の記載等）は、経過措置がないため、全て令和3年6月から対応が必要となる。

■経過措置がある基準（令和4年6月から適用）

- ・ 犬：雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- ・ 猫：雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

■経過措置がない基準の例（令和3年6月から適用）

- ・ 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ・ 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ・ 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。